



ポイ捨てが
未来の自分を
傷つける



清掃だより
108

平成23年3月15日
福生市
生活環境部
環境課ごみ対策係

ご意見・問合せ
☎042-551-1731

〈平成21年度標語コンテスト入選作(小学校4年生~6年生の部)森田 大貴さん(第一小学校)〉

平成23年度ごみ・リサイクルカレンダーを配布します

3月16日(水)から、各家庭にごみ・リサイクルカレンダーを配布します。10日以上経っても届かない場合や、二世帯同居などで2部必要な方は、ごみ対策係までご連絡をお願いします。

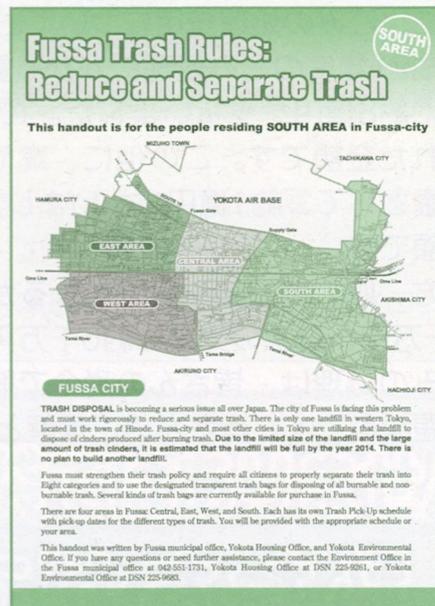
このほか、共同住宅用カレンダー、英語版カレンダーもご用意しています。必要な方はごみ対策係まで(第2棟1階11番窓口)お越しください。



平成23年度版ごみ・リサイクルカレンダー



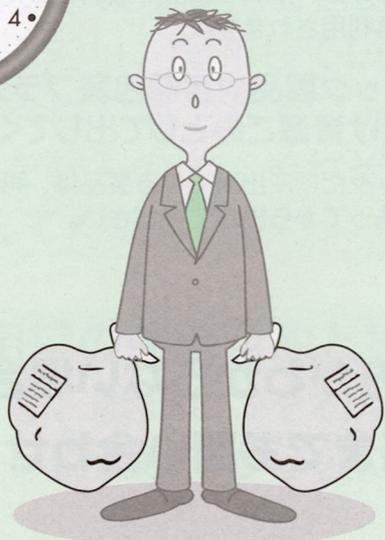
平成23年度版ごみ・リサイクル
カレンダー共同住宅用



平成23年度版ごみ・リサイクル
カレンダー英語版



ごみは **毎朝8時までに出してください。**



収集作業にご理解とご協力をお願いします。

収集作業は毎朝8時から始まっています。工事による車両通行止めや電車事故による踏切遮断等、さまざまな交通事情により収集ルートを変更しなくてはならないことがあります。

このため、通常収集に行く時間より早く伺うことがありますので、ごみは必ず**朝8時**までに出してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

データで見る

福生市の総資源化率と費用負担

皆さんは、総資源化率という言葉をご存知ですか？

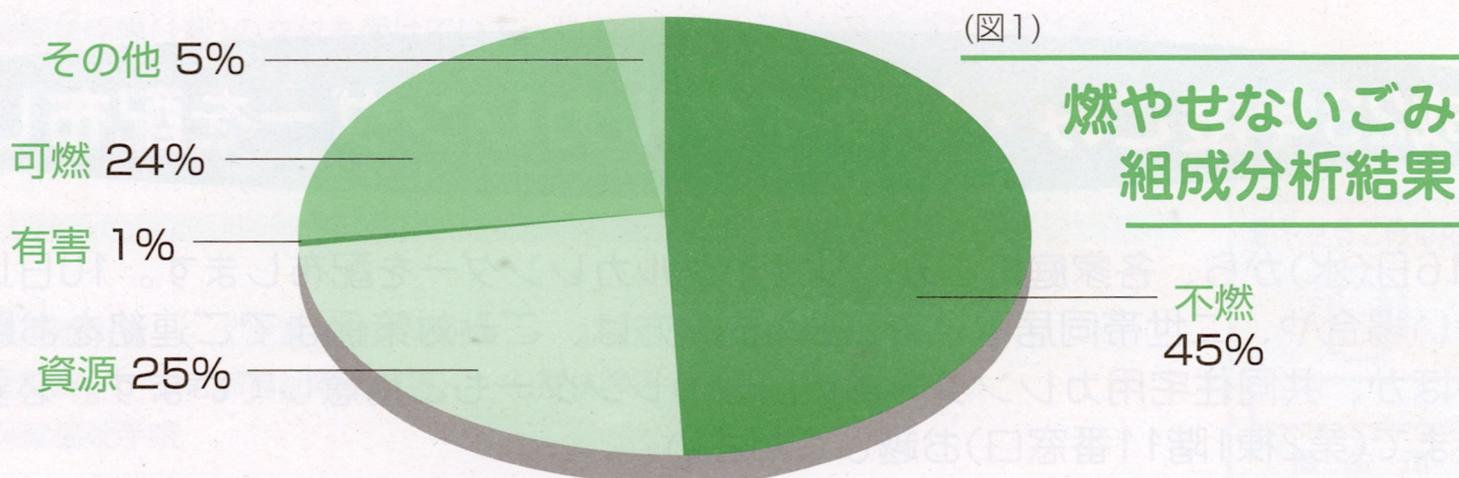
多摩地域(30市町村)における平成21年度のごみ総資源化率(リサイクル率)が発表されました。総資源化率とは、戸別収集や集団回収などで集められたごみと資源のうち、資源として処理した割合を計算したものをいいます。

福生市の総資源化率は36.9%でした。これは、30市町村のうち14番目に高い値です。因みに1位は調布市で、51.3%でした。集められたごみと資源の半分以上が、資源として処理されていることになります。

また、福生市の燃やせるごみ・燃やせないごみの量は、1人1日あたり588.2gでした。これは、30市町村のうち少ない方から13番目にあたります。こちらも1位は調布市で、439.7gでした。

さらに、福生市で収集した燃やせないごみの割合を調べたところ(組成分析といいます)、その中に資源が25%も混じっていました。(図1)

ごみを減らして総資源化率を高めるためには、できるだけごみと資源を分別して、燃やせるごみや燃やせないごみとして出さないことが大切です。



次に、ごみの処理費用についてお話しします。

平成21年度のごみ処理にかかる費用は約16億円でした。その中で、燃やせるごみの焼却をする西多摩衛生組合への負担金に約8億円を支払いました。これは4市町(福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町)の燃やせるごみの搬入量によって計算された金額です。この他に、燃やしたごみの灰や埋め立てごみの最終処分場である、東京たま広域資源循環組合への負担金として、約1億円支払いました。この負担金は、多摩地区26構成市町のごみの搬入量と人口などによって計算された金額です。

一方、収入はどのくらいになるかというと、指定収集袋の売上約1億円を含む、ごみの処理にかかる手数料として約1億7千万円、資源の売上は約6千万円、総額約2億3千万円の収入がありました。

ごみの処理は、皆さんの税金で賄っています。CO₂削減などの地球環境だけではなく、財政的にもごみの減量は重要な課題なのです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

私たちができることはまだあります

燃やせるごみを減らすために

- 1 生ごみは、よく水分をきってから捨てましょう。
熱効率があがるため、焼却にかかる時間や燃料を節約できます。
- 2 紙類は、できるだけ雑がみとして出しましょう。
指定収集袋を使わずにひもでしばったり、雑がみは紙袋で出すことができます。
- 3 食品などの容器や包装紙は、小さなものでも容器包装プラスチックなどの資源として出しましょう。
ごみを減らし、資源化率を高めることができます。
- 4 回収拠点に持っていき資源ごみを増やしましょう。
お買い物のついでに直接持っていけば、手間がかかりません。

燃やせないごみを減らすために

- 1 ゴム類、革類なども燃やせるごみとして出してください。
燃やせるごみは、焼却した灰を原料としたエコセメントに変わり、再利用されます。
- 2 プラスチック製品や容器包装プラスチックは、できるだけ資源ごみとして出してください。
プラスチックだけで出来ている製品は、再利用されます。
※必ず、洗ってから出してください。

捨て方がわからない場合は、
ごみ対策係までお問い合わせください。

引越しの多い時期

粗大ごみ、臨時ごみ（持込処分）をご希望の方は、リサイクルセンターへお申込みください（有料）

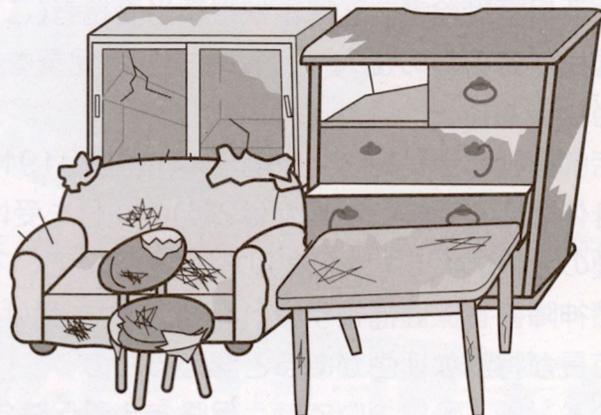
引越しなどで出る粗大ごみ（一辺が50cm以上のもの）や、大量のごみを持ち込み処分したい場合は、事前にリサイクルセンターへお申し込みください。

☎552-1621 または 551-9150

粗大ごみ（一辺が50cm以上のもの）

※但し、一辺が50cm未満であっても、次のものは粗大ごみとして扱います。

- 板切れ 厚さが10cm以上のもの（将棋盤などを含みます）
- 木の幹、木の根 直径が5cm以上のもの（丸太、白などを含みます）
- 鉄アレイ 3kgを超えるもの
- 石油ストーブ、ガスストーブ、ファンヒーター



臨時ごみ（持込処分） 持ち込む前に、必ずお申込ください。（有料）

- 持込可能日 月曜日・水曜日・金曜日（ただし祝日は除きます）
持込時間 月曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
水曜日・金曜日 午後1時～4時

なお、車でお持込みいただいた場合、ごみを車から降ろしていただきますので、軍手やマスク等をご用意ください。

市では収集できないごみがあります

お買い上げいただいたお店に引き取りを依頼するか、民間の処分業者に依頼してください。

- ◇自動車・バイク・船舶・ジェットスキー・スノーモービル等及びその部品
- ◇建築廃材（畳・瓦・柱・内外壁・タイル・便器等）
- ◇廃油・油脂類（機械及び自動車廃油・塗料等）
- ◇薬品類（農薬・殺虫剤・肥料等）
- ◇農業用具（農機具・シート等）
- ◇土砂類（石・砂・レンガ・コンクリート・堆肥等）
- ◇爆発危険物（ガスボンベ・火薬等）
- ◇医療系廃棄物（注射針・感染性廃棄物等）
- ◇その他（業務用事務機器、七輪、消火器、耐火金庫、漬物石、ピアノ等）
- ◇家電リサイクル対象製品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン）
- ◇パソコンリサイクル対象製品（家庭系使用済パソコン）

ボランティア袋、おむつ専用袋は指定収集袋ではありません

ボランティア袋やおむつ専用袋の中に、家庭から出されたごみが入っていることがあります。出し方を間違えると、回収することができません。使用目的と出し方をもう一度お確かめください。

ボランティア袋の使用目的と出し方

市内在住で、環境美化を目的とした公共用地の清掃活動等を行う団体や個人に対し、配布しています。

集めたごみは、燃やせるごみ又は燃やせないごみに分別し、団体名又は氏名を記入の上、それぞれの収集日（カレンダーでご確認ください）に出してください。



おむつ専用袋の使用目的と出し方

市内在住で、紙おむつを利用する人に対し配布しています。汚物は必ずトイレに流してから袋に入れ、燃やせるごみの日に出してください。



減免世帯に指定収集袋を交付します

次の世帯に対し、平成23年度のごみの指定収集袋を交付します。
該当する場合は申請してください。

対象者

- ①生活保護受給者 ②児童扶養手当受給者(こども手当ではありません) ③特別児童扶養手当受給者 ④遺族基礎年金受給者
- ※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を扶養している母子家庭であり、一定所得以下であること。(年金コード6450が該当します)
- ⑤老齢福祉年金受給者 ※明治44年(西暦1911年)4月1日以前の生まれで、一定所得以下であること。
 - ⑥身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること。
 - ⑦愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること。
 - ⑧精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税であること。
 - ⑨市長が特別な理由があると認めるもの
- なお、④、⑤については、保険年金課保険年金係にご確認ください。

必要なもの

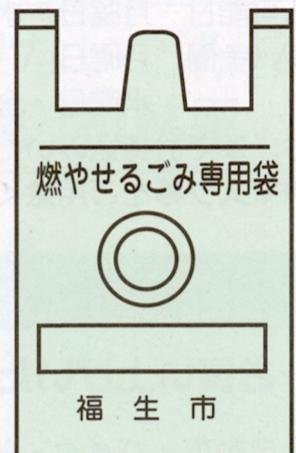
○証明書類

- ①生活保護法適用証明書 ②児童扶養手当証書 ③特別児童扶養手当証書
- ④遺族基礎年金証書 ⑤老齢福祉年金証書 ⑥身体障害者手帳 ⑦愛の手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳

○印鑑

⑥、⑦、⑧のいずれかに該当する場合は、印鑑が必要です。

この他、世帯全員の市民税が非課税であることを確認するため、場合によっては申請当日に交付できないことがあります。予めご了承ください。



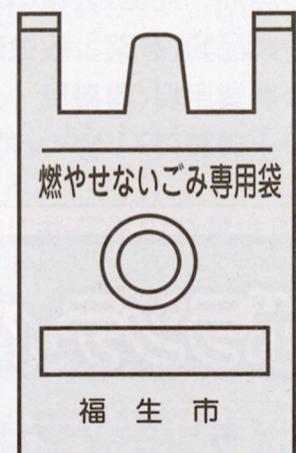
交付日時

4月1日～4月30日までの間の月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時

交付場所

環境課ごみ対策係 指定収集袋交付特別窓口 (第2棟(郵便局側)入口1階)

※交付日時以外は、市役所の開庁時間にごみ対策係(第2棟1階11番窓口)で交付します。



交付枚数

交付枚数は世帯人数ごとに決められています。交付枚数は1年分です。

4月中に申請していただいた場合は1年分を交付しますが、年度の途中で申請した場合は月割りで交付しますので、予めご了承ください。

【1人世帯】 燃やせるごみの袋(水色) (小) 100枚
燃やせないごみの袋(黄色) (小) 20枚

【2人世帯】 燃やせるごみの袋(水色) (中) 100枚
燃やせないごみの袋(黄色) (中) 20枚

【3人世帯以上】

2人世帯の枚数に、世帯数が1人増えるごとに、

燃やせるごみの袋(水色) (中) 50枚

燃やせないごみの袋(黄色) (中) 10枚

を加算して交付します。

例：3人世帯 燃やせるごみの袋(水色) (中) 150枚

燃やせないごみの袋(黄色) (中) 30枚

交付された指定収集袋をお持ち帰りいただくための袋は、各自でご用意くださいますようお願いをお願いします。

